

(船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部改正)
第四十三条 船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成十一年運輸省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第七項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第三項の測定の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正)

第四十四条 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一号を次のように改める。

一 国に納める場合 当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもつて納める。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、現金をもつてすることができる。

イ 印紙をもつて納め難い事由があるとき。

ロ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二十二條第一項の住宅型式性能認定、法第二十五條第一項若しくは第三十七條第一項の認証又は法第二十八條第一項(法第三十七條第二項において準用する場合を含む。)の認証の更新の申請をする場合において、当該申請により得られた納付情報により当該手数料を納めるとき。

第六十九條第一号を次のように改める。

一 国に納める場合 当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもつて納める。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、現金をもつてすることができる。

イ 印紙をもつて納め難い事由があるとき。

ロ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第五十二條第一項の特別評価方法認定の申請をする場合において、当該申請により得られた納付情報により当該手数料を納めるとき。

(マシンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正)

第四十五条 マシンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十号)の一部を次のように改正する。

第九条に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して(以下「電子情報処理組織により」という。受験の申込みをする場合において、当該申込みを行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。)

第十八条中「をばつて」の下に「納付するものとする。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して(以下「電子情報処理組織により」という。受験の申込みをする場合において、当該申込みを行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。を、」の下に「納付するものとする」を加える。

第三十三條第一項に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織により同項の再交付又は訂正の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

第三十四條中「をばつて」の下に「納付するものとする。ただし、電子情報処理組織により同項の再交付又は訂正の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。を、定めるところにより」の下に「納付するものとする」を加える。

第四十二條の十五に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織により法第四十一條の十五第一項の規定により国土交通大臣が行う講習の受講の申込みをする場合において、当該申込みを行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

第六十條に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織により法第四十四條第三項の更新の登録の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

第七十五條中、「準用する第四十二條の十三」との下に「法第四十一條の十五第一項」とあるのは「法第六十一條の二において準用する法第四十一條の十五第一項」とを加える。

第七十九條第一項中、「第七十六條第一項に規定する登録事項変更届出書及び第七十五條において準用する第四十二條に規定する管理業務主任者講習受講申込書」を「及び第七十六條第一項に規定する登録事項変更届出書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織により法第五十九條第一項の登録又は管理業務主任者証の交付、有効期間の更新、再交付若しくは訂正の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

(小型船舶登録規則の一部改正)

第四十六條 小型船舶登録規則(平成十四年国土交通省令第四号)の一部を次のように改正する。

第四十七條第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二十九條第一項各号の申請又は請求をする場合において、当該申請又は請求を行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

(気象測器検定規則の一部改正)

第四十七條 気象測器検定規則(平成十四年国土交通省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五十二條第六項中、「第一項から前項まで」を「前各項」に改め、同項に次のただし書を加える。ただし、電子情報処理組織により前各項の型式証明、認定、校正、検定、訂正、再発行又は発行の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十五号

鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)第一条の規定に基づき、鉄道に関する技術上の基準を定める省令の施行及びこれに伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

国土交通大臣 石原 伸晃

鉄道に関する技術上の基準を定める省令の施行及びこれに伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令

鉄道に関する技術上の基準を定める省令の施行及びこれに伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令(平成十四年国土交通省令第九号)の一部を次のように改正する。

第三条中、「新鉄道技術基準省令の規定」の下に、「(新鉄道技術基準省令第二十九條第一項の規定を除く。)を加え、同条に次の一項を加える。」